

長期収載品の選定療養費について

長期収載品の選定療養とは、令和6年度診療報酬改定により、令和6年10月から導入された制度で、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の一部（4分の1）を選定療養費として、自己負担していただく制度です。

●選定療養費の対象

外来患者さんの院内処方、院外処方

●選定療養費の対象となる医薬品（長期収載品）

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品
- ・後発医薬品への置換率が50%以上の先発医薬品

●自己負担額について

先発医薬品（長期収載品）と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当額

選定療養費には消費税もかかります。

●選定療養費の対象外

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・後発医薬品の入手が困難な場合や供給が安定していない場合